

## 文学部教職科目の履修について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年9月12日）

他学部の学生は、三回生以上でなければ文学部の科目を履修することができないのは、なぜですか。

国語科・英語科などの教職に必修の文学部科目の時間帯が、自分の学部の専門ゼミナールの時間帯と重なっている場合、①三回生で専門科目を履修し、②四回生で文学部科目を履修しつつ、卒論発表のときは文学部の授業を欠席する、という離れ業をしなくてはなりません。せめて教職科目だけでも、二回生以上の履修を認めていただけませんか。

【回答】（回答日：2016年10月14日）

（文学研究科第一教務掛）

文学部教職科目の履修についてお答えさせていただきます

文学部の専門科目（教職関係科目）について、他学部の学生は3回生からでなければ受講できない点については、これまでもしばしば指摘されてきていますが、まずご理解いただきたいのは、教育職員免許状に関わる「教科に関する科目」は、京都大学が独自に編成できるものではなく、文部科学省による審査・指導を通じて設置が認可されている、ということです。認可を受けた文学部はこれらの科目を開講するにあたって、文学部科目としての専門性を担保しなければなりませんし、単位認定にあたっては、教職科目としての厳格な指導をすることを文部科学省に求められています。文学部においては基本的にその厳格な指導を少人数教育をもとに実現しようとしており、1科目の履修者数が大人数にならないようカリキュラムが組まれております。

現在文学部では、「英語」、「国語」、「社会」、「地歴」、「公民」、「フランス語」、「中国語」、「宗教」の一種免許・専修免許の認可を受けており、その免許にかかわる「教科に関する科目」のほとんどを文学部・文学研究科の専門科目として開講しています。これらの科目に関して他学部生の1、2回生からの履修を認めますと、1科目の履修者数が大幅に増加することが予想されます。残念ながら文学部では講義室が不足しており、現状ではこれ以上の履修者を受け入れることは困難です。

以上の理由によって、他学部の学生には文学部科目の履修を3回生以上とさせていただいております。どうぞご理解ください。